ケガの補償と福利厚生の充実で
人材採用・人材定着
に貢献します

会費お一人様
月々2,000円
（うち保険料1,700円）

ケガの補償
事業総合傷害保険

お仕事中のケガはもちろん
日常生活のケガも補償

ケガによる死亡時 2,000万円
（満80歳以上の方は1,000万円）

ケガによる入院時 1日 6,000円
※事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数

ケガによる**通院・後遺障害・往診**も補償！
※疾病（病気）は補償の対象になりません。

補助金制度
お客様サービス事業

健康管理のための補助金制度
受診費用の一部を補助

人間ドック 6,000円まで補助
※同一加入者1名様に対し1年度間1回

職場の安全と安心を応援する補助金制度
安全衛生設備等の設置（購入）費用の一部を補助

ドライブレコーダー　消火器
エアコン　AED　など

使用者賠償責任保険制度
お客様サービス事業

労災事故における使用者の法律上の賠償責任を補償 支払限度額（1会員事業所単位）

1加入者あたり 3億円　1事故あたり 10億円

※あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする損害保険会社の使用者賠償責任保険が自動付帯されています。
※あんしん財団の加入者に対する賠償責任に限ります。

福利厚生サービス
お客様サービス事業

人材確保に貢献する企業向け
福利厚生サービス

人気メニュー例
無料eラーニング
約1,500コース

あんしん財団が㈱イーウェルへ委託し、加入者の皆様へ提供する福利厚生サービス「あんしん財団WELBOX・KENPOS」が自動付帯されています。

※この広告は制度の概要を説明したものです。ご加入の際は必ずパンフレットと重要事項説明書で制度内容をご確認ください。
※介護保険法の要介護認定を受けている方や、経営や就業の実態がない方等はご加入いただけません。また、業種や地域・エリアによっては新規加入をお受けすることができない場合がありますので、ご了承ください。

詳細はWebをご覧ください
あんしん財団　検索　www.anshin-zaidan.or.jp

一般財団法人
あんしん財団
（認可特定保険業者）

▶▶▶詳しい資料のご請求や加入のご検討については裏面をご覧ください。

0034-2504-0000-092（2025年4月現在）

あんしん財団は厚生労働省より特定保険業の認可を受けた一般財団法人です。

税理士先生　⇒　千葉県税理士協同組合　⇒　あんしん財団　　令和　　年　　月　　日

あんしん財団　紹介カード

①紹介税理士

税　理　士　名	
税理士登録番号	Ｎｏ．
所　属　支　所	支　　所
事務所電話番号	

②紹介先

紹介先名称	
所　在　地	〒
	ご住所
	TEL　　（　　）
	ご担当者：
要　望　事　項	□　詳しい資料がほしい □　説明が聞きたい □　パソコンなどで資料を見ながら電話で説明を聞きたい □　加入検討したい □　その他（　　）

※千葉県税理士協同組合はあんしん財団と紹介業務所委託契約を締結しています。（あんしん財団の保険募集を行う保険代理店ではありません。）
※制度のご説明と加入手続きは、あんしん財団の職員が行います。
※ご記入頂きました『ご紹介先』様の情報は、資料送付及びあんしん財団からの制度のご案内に利用させて頂きます。また、千葉県税理士協同組合が責任をもって管理いたします。
※事業所のエリアや業種、その他あんしん財団の審査結果によっては、ご加入いただけない場合がございますので予めご了承ください。

あんしん財団記入欄

令和　　年　　月　　日

千葉県税理士協同組合　御中

本紹介カードについて、以下のとおり報告いたします。

□　契約成立（　　名様加入　）

□　不　成　立

報告者氏名：（支局）　　（氏名）

税協受付印

財団受付印

返送先：千葉県税理士協同組合　ＦＡＸ　０４３－２４７－６５６８

2024. 4

事業総合傷害保険

2025年 4月版

ケガの補償と福利厚生で中小企業を支えます

認可特定保険業者

「経営」を守る・支える
一般財団法人
あんしん財団

見やすいデザイン UCDA 第三者認証 152203005(4)
この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

あんしん財団は、中小企業の安心を総合的にサポートしています。

“あんしん”を支えるサービス

特定保険業

ケガの補償

事業総合傷害保険 →2～4P

働く皆さまにもしもの事故が起こってしまった場合の「ケガの補償」です。業務上・業務外にかかわらず24時間補償します。事故によるケガで万一死亡された場合や、後遺障害、入院、通院、往診まで補償します。

お客様サービス事業

安全への補助

災害防止事業 →5P

職場事故ゼロを目指して、安全衛生水準の向上をサポートする災害防止サービスです。安全活動に対する補助金やセミナー・研修の開催、視聴覚教材の貸し出しなどで安全で快適な労働環境づくりを支援します。

福利厚生の充実

福利厚生事業 →6P

健康管理、旅行・レジャーなど、従業員の生活の質を向上させるための福利厚生サービスです。人間ドックの補助金、パッケージ型の福利厚生サービスの自動付帯など、さまざまなサービスで健康で豊かな生活を支援します。

会費	お一人様 **月々2,000円** （うち保険料1,700円）

●あんしん財団は、厚生労働省より特定保険業の認可を受けた一般財団法人です。
●国からの補助金は一切受けておりません。
●制度の変更があった場合には、ホームページ等でご案内いたします。

あんしん財団の保険制度の特長

○お仕事中のケガはもちろん日常生活におけるケガも補償します。
○入院・通院・往診の保険金は、1日目からお支払いします。
○交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します。
○業種・売上高・年齢にかかわらず会費は一律です。
○「災害防止」「福利厚生」サービスがご利用いただけます。

ケガの補償

事業総合傷害保険 特定保険業

ケガの補償で、社員と会社を守ります

「ケガをした被保険者および遺族の生活補償」と
「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるためのケガの保険です。

保険契約者・保険金受取人 → 中小企業の法人または個人事業主

被保険者 → 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

補償の内容

被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険契約者へ保険金をお支払いします。

死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢(注1)に応じ、次の保険金をお支払いします。入院・通院・往診の保険金日額は年齢に関係なく一律です。

			満80歳未満	満80歳以上	
ケガの補償(注2)	死亡したとき(死亡保険金)	満年齢(注1)に応じ	2,000万円	1,000万円	•ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 •同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。
	後遺障害が残ったとき(後遺障害保険金)		2,000万円(第1級)〜16万円(第14級)	1,000万円(第1級)〜8万円(第14級)	•事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合(その程度に応じて等級区分に従った額) •事故日からその日を含めて180日を超えて治療を要する場合(181日目における医師の診断(注3)に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従った額) ※当法人の等級表(注4)によります。 ※保険期間を通じ、第1級の保険金の額をもって限度とします。
	入院したとき(入院保険金)	年齢に関係なく一律	1日につき 6,000円		事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数(注5)
	通院したとき(通院保険金)		1日につき 2,000円		事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数 (90日を限度)(注6)
	往診を受けたとき(往診保険金)		1日につき 4,000円		事故日からその日を含めて180日以内に往診を受けた日数(注6)

(注1)被保険者の満年齢は、保険始期日(増員の場合は、増員日)の満年齢を適用します。
(注2)疾病(病気)は補償の対象になりません。
(注3)被保険者が医師の場合は、本人以外の医師の診断に基づきます。
(注4)当法人の等級表は契約後にお渡しする「約款」に掲載しています(約款は当法人のホームページにも掲載しています)。
(注5)入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間がお支払いの対象です。
(注6)通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

★業務上・業務外にかかわらず補償します。

ご加入後に経営または就業の実態がなくなった場合は、その時点で被保険者資格を喪失し補償等のサービスはお受けいただくことができなくなりますので、すみやかにあんしん財団までお知らせください。

事業総合傷害保険

保険期間

- 保険期間は1年間です。
- 保険証券（継続契約は更新証）にてご確認ください。

保険責任の始まりと終わり

- 保険責任は「保険証券記載の保険期間」の初日の午後4時(注7)に始まり、末日の午後4時に終わります（増員の場合は、増員日時からその被保険者に対する当法人の保険責任を開始します）。

（注7）保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

保険契約の更新について

- この保険契約には「保険契約の自動継続に関する特約」がセットされているため、原則として自動継続となります。
- 保険金請求状況等によっては、保険契約の継続をお断りさせていただくことがあります。その場合、保険契約の満了日より2ヵ月前の日までに当法人より通知します。
- 満80歳で契約更新日を迎える被保険者は、契約更新日前に継続申込書の提出が必要となります。
（継続申込書の提出がない場合、当該被保険者に対する当法人の保険責任は契約更新日（満了日）の午後4時で終了となります。）

ご契約についての注意事項

■保険金の請求について

- 被保険者がケガをした場合は、事故日からその日を含めて30日以内に当法人にご連絡ください。
- 保険金は保険金受取人である保険契約者に対してお支払いします。ケガで死亡した被保険者が保険契約者である個人事業主の場合の死亡保険金は、当法人が定めた受給順位に基づき遺族にお支払いします。
- 死亡保険金および後遺障害保険金第1級から第3級の請求に際しては、通常の書類に加え、別途当法人が求める書類をご提出いただきます。また、保険契約者が保険金を受取った後に、保険金の全部または一部を被保険者またはその遺族に支払った記録を証する資料をご提出いただきます。
- 入院保険金、通院保険金、往診保険金および後遺障害保険金の請求に際しては、当法人が求める書類および診断書（診療証明書）をご提出いただきます。

■保険金をお支払いできない主な場合

① 保険契約者（法人の場合は役員等）または被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 保険金受取人（法人の場合は役員等）の故意または重大な過失によって生じた傷害

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた傷害

④ 被保険者の重大な法令違反によって生じた傷害

⑤ 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒

⑥ 被保険者が次のいずれかに該当する間に起きた事故によって生じた傷害
ア）自動車等の無免許運転（無資格運転を含む。）
イ）自動車等の酒酔い運転（酒気帯び運転を含む。）
ウ）麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等の運転

⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

⑧ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害

⑨ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害（ただし、当法人が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は保険金を支払います。）

⑩ 被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害

⑪ 戦争、外国の武力行使、その他これらに類似の事変または暴動によって生じた傷害

⑫ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害

⑬ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性、またはこれらの特性による事故によって生じた傷害

⑭ ⑪から⑬までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて起きた事故によって生じた傷害

⑮ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた傷害

⑯ 骨折および打撲を除く腰部の症状（ぎっくり腰、腰部ねんざ等はすべて保険金支払いの対象外となります。）

⑰ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が故意に不実の事故発生の通知をしたとき

⑱ 被保険者が次のいずれかに該当する間に起きた事故によって生じた傷害
A.次のいずれかの運動等を行っている間（主なもの）
ア）ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん
イ）リュージュ　ウ）ボブスレー　エ）スケルトン
オ）航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）
カ）スカイダイビング　キ）ハンググライダー搭乗
ク）超軽量動力機搭乗　ケ）ジャイロプレーン搭乗
B.次のいずれかを行っている間
ア）モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービルまたはこれらに類するものを用いての競技等
イ）自動車等を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、自動車等を用いての競技等
ウ）法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いての競技等

※自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます（クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます）。
※競技等には、試運転、練習、サーキットのフリー走行等を含みます。

■保険金のお支払いが制限される主な場合

①頸(けい)部症候群（むちうち症）については、保険金の請求金額の総額が20万円を超える場合は、20万円を限度としてお支払いします。

②後遺障害保険金において、同一部位に一部既存障害があった場合は、その既存障害の保険金に相当する額を控除してお支払いします。

③ケガをしたときすでにあった身体障害・疾病、またはケガをした後に別に発生したケガ・疾病の影響により、治療期間が長くなったときもしくは死亡・障害に至ったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してお支払いします。

保険金をお支払いできる例とできない例

○ 保険金をお支払いできる例

仕事中 日常生活
●脚立から転落し、右足を骨折した

スポーツ
●キャッチボール中にボールを取り損ね、つき指を負った

国内旅行 海外旅行
●旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした

仕事中	●溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした	通勤中	●通勤途中、駅の階段ですべって転倒し、頭を打撲した
日常生活	●自宅の台所で料理中、包丁で指を切った	交通事故	●バイクで走行中、一時停止無視で飛び出してきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った

✕ 保険金をお支払いできない例

仕事中
●高温多湿の作業場で長時間仕事をしていたところ、熱中症になった

お支払いできない理由
急激かつ偶然な外来の事故ではないため、お支払いの対象にはなりません。また、熱中症による立ちくらみや意識障害、けいれん発作等を原因とする転倒や転落等の結果生じたケガも、お支払いの対象外です。

仕事中 日常生活
●重い荷物を持ってぎっくり腰になった

お支払いできない理由
腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。ぎっくり腰・腰部ねんざ・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発症の原因にかかわらずお支払いの対象にはなりません。

仕事中 日常生活
●膝の痛みが引かず病院に行ったところ、医師に「変形性膝関節症」と診断された

お支払いできない理由
関節症は、部位を問わずお支払いの対象にはなりません。関節症（膝関節症、肩関節症など）は、ある部位が年齢とともに変形して発症するものであり、ケガに該当しないためです。

日常生活
●入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った

お支払いできない理由
疾病（病気）は、お支払いの対象にはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象にはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。

※上記は保険金をお支払いできる場合、またはできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例を挙げたものです。

保険金のお支払い可否は、最終的に手続き書類の確認（審査）によって判断いたします。

安全への補助

災害防止 お客様サービス事業

安全で快適な環境づくりを支えます

大切な従業員をケガから守るために普段からできることは、
安全で快適な労働環境づくりを進めることです。
災害を防止する各種サポートで、安心を支えます。

職場の環境改善のための補助金制度

下記の災害防止対策の費用の一部を、限度額の範囲内で補助します。
支払条件がありますので、「申請手続のご案内」および補助金規程をご参照ください。

❶ 安全衛生設備等の設置	職場の安全衛生環境向上のために当法人が指定する設備等を設置(購入) ※3,000円以上 [例]タイヤチェーン、消火器、安全靴、運搬用台車、保護帽など
❷ 動力プレス機械特定自主検査の実施	厚生労働大臣または都道府県労働局長登録の検査業者を利用した動力プレス機械特定自主検査(年次点検)
❸ フォークリフト特定自主検査の実施	厚生労働大臣または都道府県労働局長登録の検査業者を利用したフォークリフト特定自主検査(年次点検)
❹ 作業環境測定の実施	法令に規定された有機溶剤、特定化学物質、鉛、放射性物質、鉱物性粉じん、石綿などの有害物を扱う職場の気中濃度および騒音を測定
❺ 特殊健康診断の実施	法令に規定された有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、高気圧作業、石綿、電離放射線、じん肺、およびガイドラインに基づいた情報機器作業の特殊健康診断を実施
❻ ゼロ災運動研修会等への参加	中央労働災害防止協会(中災防)等が主催する当法人指定の研修会に参加
❼ 運転適性診断の受診および運行管理者指導講習の受講	独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する運転適性診断を受診または運行管理者指導講習を受講
❽ 安全運転教育研修への参加	自動車安全運転センター安全運転中央研修所および埼玉県トラック総合教育センターが実施する研修課程を修了
❾ AED等職場の救急対策用設備の設置	職場でのケガや急病に備え、救急救命に必要な設備のうちAED(自動体外式除細動器)等を設置(購入) ※3,000円以上

■補助限度額

1会員につき1年度間(4月1日～翌年3月31日)で、加入者数に応じた補助金額を上限に補助します。

加入者数	1～2名	3～4名	5～9名	10～19名	20名以上
補助限度額	5,000円	10,000円	20,000円	40,000円	10名増加ごとに20,000円ずつ追加

※❶❹❺❻❽❾は費用の1/2まで、❼は費用全額より補助金を算出します。
※❷❸は1台あたり5,000円までとし、上記の限度額に含めます。
※補助金額は、千円未満切り捨てです。
※補助金は会費振替口座に振り込みます。
※補助限度額は、当法人が申請書類を受領した日の属する年度の4月1日時点の加入者数(年度期中に新規加入した場合は加入日の人数)で決定します。

安全衛生のための活動

- 労働安全衛生講演会
- 労働安全教育講座
- KYT(危険予知訓練)一日研修会
- 労働安全衛生に関する視聴覚教材の無料貸出
- 労働安全衛生に関するポスター等の配布

福利厚生 お客様サービス事業

福利厚生をしっかりサポートします

従業員の健康管理、能力向上のサポート、旅行、レジャーなど、
さまざまなサービスをご提供します。

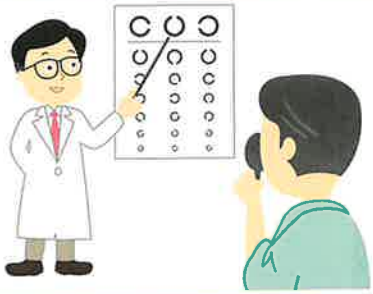

あんしん財団WELBOX・KENPOS（ウェルボックス・ケンポス）

■あんしん財団WELBOX

旅行、レジャー、エンターテインメント、イベント等、さまざまな施設やサービスを
WELBOX会員料金や特典付きで利用できるパッケージ型の福利厚生サービスです。

「あんしん財団WELBOX・KENPOS」の登録ができるのは被保険者（加入者）のみとなります

無料eラーニング	語学からビジネススキルまで、多彩なeラーニング約1,500コースを無料で受講できます。※受講勧奨も可能。
旅行・レジャー	●国内宿泊Web予約 ●全国レジャー施設 ●国内＆海外パックツアー ●ゴルフ場Web予約 など
すご得!	毎週水曜日更新! 50%～70%OFFのサプライズ商品が満載!!
お得なポイント	「WELコイン」は、WELBOX会員限定のお得なポイント制度です。

■あんしん財団KENPOS

「歩く」「記録する」など健康になるための過程を楽しくサポートするWebサービス/アプリです。

①毎日の健康活動を簡単に記録

歩数、体重、行動、睡眠、血圧などを記録するだけでKENPOSチケットが貯まり、抽選でポイントをGET!
ポイントを貯めるとお好きな商品やWELコインと交換できます。

その他健康クイズや健康コラムなど、健康管理を続けるためのコンテンツも盛りだくさんです。

②健康診断の結果登録で健康リスクをチェック

健診結果を登録すると個人の健康状態や健康リスクをチャートでわかりやすく確認できます。

※「あんしん財団WELBOX・KENPOS」は、株式会社イーウェルが提供する福利厚生サービスです。
株式会社イーウェルは、メインサービスの「WELBOX」をはじめとしたさまざまな福利厚生サービスを提供する東急不動産グループの企業です。

各種補助金制度

支払条件がありますので、「申請手続のご案内」および補助金規程をご参照ください。

健康管理のための補助金

■人間ドック 補助金

「人間ドック」「脳ドック」「PET検診」「生活習慣病予防健診に加え付加健診」を受診の場合

加入者1名につき1年度間（4月1日～翌年3月31日）1回

補助金額 **6,000円まで**

介護資格等取得に対する補助金

■介護資格等取得 補助金

加入者が介護関係の研修を修了または資格を取得したとき

補助金額 加入者1名につき**1研修修了または1資格取得に対して5,000円まで**

補助対象資格	・介護職員初任者研修の修了 ・介護福祉士実務者研修の修了 ・介護福祉士資格の取得

※加入者1名につき各1回まで補助。

※補助金は会費振替口座に振り込みます。

その他サービス

使用者賠償責任保険制度	1加入者あたり3億円、1事故あたり10億円を支払限度額とする損害保険会社の使用者賠償責任保険が自動付帯されています。
Web広報誌「あんしんLife」	経営に役立つ情報とあんしん財団からのお知らせをお届けします（毎月更新）。※閲覧には読者登録が必要です。

お客様サービス事業について

お客様サービス事業の詳細については、当法人のホームページをご参照ください。お客様サービス事業（災害防止・福利厚生）の内容は、2025年4月時点のものであり、将来内容を変更することもあります。サービス内容を変更する場合、ホームページ等にてご案内いたします。

■保険契約者（会員）資格について

保険契約者（会員）は中小企業の法人または個人事業主となります。
ただし、次のいずれかに該当する場合はご加入になれません。
A. 東京証券取引所「プライム市場」または「スタンダード市場」上場企業
B. 事業を営んでいることを客観的に証明できないとき
C. 法人の設立前の準備期間と解散後の清算期間
D. 個人事業主の開業前の準備期間と廃業後の清算期間
E. 外国に本社のある企業の日本支社
F. 社会通念上、事業として営まれていると評価できない事業
G. 反社会的勢力に該当・関係する事業所または個人

■被保険者（加入者）資格について

保険契約者（会員）の事業に従事する方がご加入いただけます。

●法人事業所
その法人の役員、その法人が常時雇用する従業員
（臨時雇用の従業員はご加入になれません。）
・役員とは登記された役員を指します。
・役員には、法人事業所から一定の報酬を受けて役員会に出席する等、経営に関与している非常勤役員の方を含みます。

●個人事業所
その事業主本人およびその事業に従事する家族、その事業主が常時雇用する従業員（臨時雇用の従業員はご加入になれません。）
・家族とは民法に定める親族関係にある方を指します。
・その事業主本人およびその事業に従事する家族は、他の事業所に雇用されている場合はご加入になれません。

■ご加入にあたっての注意

・ご加入の際には、被保険者（加入者）ご本人の同意が必要です。また、その同意を証するため、「加入申込書」の同意欄に必ず「ご本人がフルネームで署名」してください。被保険者の同意のないままに契約をされた場合、契約は無効となります。
・反社会的勢力に該当・関係する事業所、該当・関係する方はご加入になれません。
・保険契約者資格、被保険者資格を事前に確認させていただきます。
・保険契約者資格、被保険者資格を有しない方がその事実を告げないで加入した場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
・事業所のエリアや業種、当法人による審査結果、その他総合的な判断によりご加入をお断りすることがあります。

■お申込みからご加入までの流れ

1）本パンフレットとあわせて重要事項説明書の内容をご確認いただいたうえで、お申込みください。
※ご加入時には、保険金をご遺族等に支払うための手続きに関する書類として「就業規則」「労働協約」あるいは当法人所定の「傷害見舞金支払に関する確約書」のいずれかの書類をご提出いただきます。
2）保険始期の日時（増員日時）は、「加入申込書の記載内容を当法人が確認した日時以降」かつ「加入申込書記載の申込日（告知日）から1ヶ月以内」の日時を、保険契約者と当法人で取り決めます。
3）保険契約を締結した場合、保険契約者に会員証兼保険証券（増員の場合は変更確認書）を交付します。

■会費について　お一人様 **月々2,000円**（うち保険料1,700円）

会費は月額です。1ヵ月の会費充当期間途中でのご加入・ご退会でも、日割りでの計算はいたしません。

●会費の自動振替
会費は、指定いただいた預金口座から、当法人が指定した日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に自動振替されます。
※初回会費として、2ヵ月分を口座振替によって払い込むものとします。保険料払込猶予期間（払込期日の属する月の翌々月の払込期日の応当日までの期間）内に保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いしません。

●会費の振替口座
会費の振替口座は、必ず保険契約者（会員）の法人名義の口座または個人事業主名義の口座を指定してください。

■会費の経理処理について

会費の経理処理は下記のとおりです。

		振替口座	税務上の処理	勘定科目
法人事業所		法人名義	全額損金	諸会費等
個人事業所	事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族	事業主名義	①保険料相当部分（1,700円）は事業主個人の負担となり経費となりません。	事業主貸
			②保険料相当部分以外（300円）は必要経費。	諸会費等
	その他の加入者	事業主名義	全額必要経費	諸会費等

一般財団法人 あんしん財団
本部:〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー
あんしん財団ホームページ　あんしん財団　検索

お問合せ窓口
通話料無料 0120-311-816（さあいいはいろう）
受付時間 AM9:00～PM5:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

無断転載・複製を禁じます。0038-2504-0000-073

使用者賠償責任保険制度

一般財団法人 あんしん財団

労災事故における使用者の賠償責任を補償！

お仕事中のケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など（加入者に限ります）からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士費用などが支払われる制度です。

3つの特長

1 あんしん財団の会員制度に自動付帯！

この制度への加入手続きや会費の追加負担は不要。
当法人の会員制度にご加入いただくと、自動的にこちらの使用者賠償責任保険制度が付帯されます。

2 高額化する労災事故での賠償責任への備えとなります。

示談、訴訟時の弁護士費用も補償

労働災害での使用者責任を問う高額な判決が続出しています。
賠償金、弁護士費用など１加入者あたり３億円／１事故あたり10 億円を支払限度額として補償。
企業防衛にお役立ていただけます。

3 自殺や過労死、地震などの天災による使用者責任にも対応！

精神疾患、過労死、熱中症、地震などの天災にも対応

お仕事を原因としたうつ病による自殺や過労死、お仕事中に発生した地震などの天災によるケガなどにより会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合も補償されます。

支払限度額（1 会員事業所単位）	1加入者あたり 3億円 / 1事故あたり 10億円			
労働災害関係高額判決例	判決認容額等	業　種	被災内容	判決年
	1 億 9,869 万円	製造	長時間労働による脳内出血で全介助状態	2008 年
	1 億 8,760 万円	飲食	過労による脳障害で寝たきり	2010 年
	1 億 6,524 万円	製材	玉掛けしていた原木が落下し、1 級障害	1994 年
制度の仕組み	あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする損害保険会社の使用者賠償責任保険をあんしん財団の会員制度に自動付帯した保険制度です。 ●新たな加入手続きや会費の追加負担はありません。			
制度の概要	従業員などの加入者が業務上の災害などにより被った身体の障害について、会員企業およびその役員が訴訟などにより法律上の賠償責任を負った場合に、「賠償保険金」「弁護士費用などの費用保険金」が会員に支払われます。			

制度の詳細は裏面をご覧ください。

使用者賠償責任保険制度内容（詳細）

保険種類名	労働災害総合保険（使用者賠償責任条項）、施設賠償責任保険（特定危険限定補償特約）
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社
保険契約者かつ保険料負担者	一般財団法人あんしん財団
被保険者（保険の利益を受ける者）	あんしん財団会員である事業主・法人およびその役員 ・会員とは、お客様サービス事業の「加入者サービス規約」に定められた会員に限ります。
補償対象者	あんしん財団加入者（特定保険業上の被保険者）
支払限度額（1会員事業所単位）	1加入者あたり3億円／1事故あたり10億円
保険金支払事由	補償対象者が業務上の事由または通勤途上の災害により被った身体の障害（注）について、被保険者が訴訟等により法律上の賠償責任を負った場合（ただし、「保険金が支払われない場合」を除きます） （注）ケガおよび一部の病気をいい、これらを原因とする後遺障害や死亡を含みます。
支払われる保険金の種類	（1）賠償保険金：損害賠償責任額から次の①②を控除した額 ①労災保険法、自賠責保険（共済）および法定外補償規定等から給付されるべき金額 ②あんしん財団から会員企業に支払われる保険金の金額 （2）費用保険金：①弁護士報酬を含む訴訟・和解等の費用 ②示談交渉に要した費用 ③解決のための保険会社への協力費用 ④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用 （注1）（2）①および（2）②は事前に保険会社の書面による同意を得て支出した費用 （注2）保険会社は、必要と認めた場合に被保険者に代って、自己の費用で損害賠償請求の解決にあたることができます。 （2）③は、この場合の協力費用をいいます。
保険金が支払われない主な場合	●次の事由によって生じたケガまたは病気 ・被保険者やその事業場の責任者の故意 ・戦争や内乱、核燃料等による災害 ●次に該当するケガまたは病気 ・風土病 ・職業性疾病（注） （注）労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、加入者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。ただし、以下の疾病を除きます。 ア.長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓の突然死を含みます）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病 イ.人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病 ウ.暑熱な場所における業務による熱中症 ※上記ウ.は2014年3月31日以降発生の事故から「保険金が支払われない場合」より除外されました。 ●会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任 ●会員と加入者との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用 ●加入者ではない者が被った身体障害に対する賠償責任 ◆2023年4月1日以降に発生した事故から下記の場合が「保険金が支払われない場合」に加わりました。 ●法令に定められた資格を持たない（注）で、下記の運転をしている間に加入者が被った身体の障害 1.つり上げ荷重5t以上のクレーン、デリック 2.つり上げ荷重1t以上の移動式クレーン 3.最大荷重1t以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー （注）「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。
「他保険等優先払」特約	◆2023年4月1日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。 ●支払責任が同じ他の保険契約等（注）がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。 （注）「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。

お問合せ先	（通話料無料）0120-311-816 地域を担当する支局につながります。 受付時間　9：00～17：30（土･日･祝日、年末年始を除く）

一般財団法人 あんしん財団

0046-2405-0000-005

あんしん財団 WELBOX

ウェルボックス

あんしん財団WELBOXは、あんしん財団にご加入の皆さまがさまざまな施設やサービスをWELBOX会員料金や特典付きで利用できるパッケージ型の福利厚生サービスです。
メニュー数は約47,000点。会員制度に自動付帯されています。

福利厚生の充実をお手伝いします！

POINT 1
大手企業も採用している福利厚生サービス！
1社1社では導入が難しい大手企業も採用している福利厚生サービスを実現します。

POINT 2
社員の定着募集に貢献！
社員の満足度が向上することで、企業価値を高め社員の定着、募集に貢献します。

POINT 3
全国の宿泊施設にお得に泊まれる！
家族旅行や社員同士の交流にもご利用いただけます。

例えば、こんなサービスがあります！

WELBOX 無料eラーニング

語学からビジネススキルまで **無料で受講可能！**

通勤時や社内研修に利用できるのが魅力です。

人気コース BEST 5 2024年7月～8月集計結果

1. 時短仕事術
2. メンタルヘルス職場での感情コントロール
3. 褒め方叱り方
4. ダイバーシティ基礎編
5. レジリエンス

2025年1月15日～ 約1,500コースに拡充！

無料 WELBOX 健康チャンネル

24時間365日ご利用いただけます。

健康相談 「体の健康」に関するご質問やご相談に。

メンタル相談 「心の健康」の維持に。不安やストレスを感じたら…
（メンタル相談のご利用は年間5回まで）

※「あんしん財団WELBOX」は、あんしん財団の加入者向けのサービスです。同サービスの利用には会員番号および被保険者番号でのログイン・初回登録が必要となります。会員番号および被保険者番号は契約手続き完了後に発行される「会員証兼保険証券」でご確認いただけます。「会員証兼保険証券」発行には約1カ月かかる場合があります。
※掲載情報は2024年11月現在の内容です。サービス内容、特典、金額などは一例であり、予告なく変わる場合があります。

一般財団法人 あんしん財団

0047-2504-0000-012 2024年11月現在

人材確保に貢献！

大手企業も採用している福利厚生サービスで

従業員の満足度アップ！

サービス概要の動画はこちら

国内宿泊

リゾートホテルや旅館、出張時のビジネスホテルがすぐに検索&予約が可能！
星野リゾートや東急リゾート・ホテルハーヴェストなど、WELBOXならではのプランをご用意しています。

ホテルステイ　会員価格で宿泊できます！

ホテル京阪　天満橋
1名1室／素泊まり　6,050円～

ホテルオークラJRハウステンボス
3名1室／1泊朝食　8,700円～

※1名あたりの価格です。※宿泊プランの一例です。※2024年11月現在の情報です。

便利でお得　国内宿泊WEB予約

宿泊プランはWELBOXオリジナルのほか、人気宿泊サイトのプランも一括検索・同時比較ができ、利用時にWELBOXで使えるポイントが貯まります。更に、WELBOX楽天トラベルまたはWELBOXじゃらんを利用すると、各サイトのポイントも貯まります。

WELBOX Rakuten Travel　WELBOX じゃらん　WELBOX オリジナル

WELBOXで使えるポイント 1%還元 ＋ 楽天ポイント 1%還元 または じゃらんで使えるポイント 2%還元

すご得！

毎週水曜日更新！ WELBOXのバイヤーが厳選した大幅値引き、
限定商品などの特別メニューが続々登場。「すご得!」マークが目印です。

レンジで簡単
大阪王将
直火炒めチャーハン
230g　36食
45%OFF
14,400円▶7,920円

【season free 365】
リペアポンプペア
(400g＋400g)
プレシャンプーお試し
(10g×2)
75%OFF
2,838円▶700円

シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル
4名1室／素泊まり
5,800円～

※掲載のメニューは過去に販売された期間限定商品の一例です。再販されるとは限りません。※掲載の価格は、提携先による最近相当期間販売された実績のある価格であり、WELBOX内の会員価格とは異なります。特に記載のない表示の価格はすべて税込です。※割引率は、提携先の定めた通常価格と、掲載プランのWELBOX会員価格で算出しています。※画像はイメージです。※宿泊価格は1名あたりの価格です。

他にも、さまざまなサービスをご利用いただけます！

育児・介護

子育てファミリーや介護中の方に役立つ情報、アイテム、サービスをご紹介します。

グルメ

ホテルのバイキングやお取寄せグルメなど、おいしく得するサービスが色々！

ビジネスウェア

スーツ、ワイシャツ、シューズなどのビジネスウェアを割引価格で購入できます！

フィットネス

フィットネスクラブやヨガ、テニススクールなども特別価格で利用可能。

無料相談サービス

健康、育児、介護、資産運用など幅広いご相談に電話やメールでお答えします。

※掲載情報は2024年11月現在の内容です。サービス内容、特典、金額などは一例であり、店舗や施設によって異なります。また、予告なく変わる場合があります。

ご利用資格者範囲

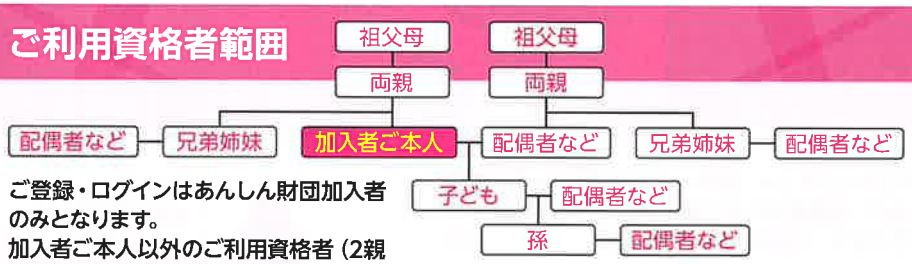

ご登録・ログインはあんしん財団加入者のみとなります。
加入者ご本人以外のご利用資格者（2親等以内）もご本人と一緒に優待サービスをご利用いただけます。

※加入者ご本人のみが対象のサービスもあります。

お問合せ先
あんしん財団　地域を担当する支局につながります。
通話料無料　0120-311-816
平日 9:00～17:30
（土・日・祝日、年末年始を除く）

『あんしん財団WELBOX』とは、あんしん財団が株式会社イーウェルへ委託し、加入者の皆さまへ提供する福利厚生サービスの総称です。同サービスの利用については別途ID登録が必要となります。